

苦 情 解 決 規 程

(目 的)

第1条 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や施設の信頼や適正性の確保を図ることを目的とする。

(苦情解決体制)

第2条 苦情解決の責任体制を明確にするため、施設長を苦情解決の責任者とする。

2 福祉サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、各施設において職員の中から苦情受付担当者を任命する。

3 苦情受付担当者は、以下の職務を行なう。

ア 利用者からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録

ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員の設置)

第3条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

2 当法人が経営する各施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。

3 苦情解決の実効性が確保され、客観性が増すと判断した場合、他の法人と共同で設置することができる。

(第三者委員の要件)

第4条 第三者委員は、地域社会での信頼性があり、苦情解決を円滑・円満にできる者であること。

(第三者委員の選任方法)

第5条 第三者委員は、理事長が法人の責任において任命する。

2 第三者委員は、中立・公正性の確保のため、2名の委員を任命する。

(第三者委員の職務)

第6条 第三者委員は、次の職務を行う。

ア 苦情解決担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取

イ 苦情内容の報告を受けた旨を苦情申出人への通知

ウ 利用者からの苦情の直接受付

エ 苦情申出人への助言

オ 施設への助言

カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言

キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

ク 日常的な状況把握と意見傾聴

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員の出務に対し実費弁償を支払う。ただし、中立性が確保できる場合で理事長が必要と認めた場合には、報酬を支出することができる。

(苦情解決の手順)

第8条 苦情解決責任者は、利用者に対して、施設内への掲示及び月例会等により、苦情解決の仕組みについて周知する。

(苦情の受付)

第9条 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。

ア 苦情の内容

イ 苦情申出人の希望等

ウ 第三者委員への報告の要否

エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否

3 ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情受付の報告と確認)

第10条 苦情解決担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意志表示をした場合を除く。

2 投書などの匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第11条 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いは、次により行う。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(苦情解決の記録と報告)

第12条 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録

する。

- 2 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- 3 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(解決結果の公表)

第13条 利用者によるサービスの選択や各施設によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」等実績を掲載し、公表する。

附 則

本規程は平成13年4月1日から施行する。